

名古屋市告示第542号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

令和7年10月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の所在地	備 考
特定非営利活動法人 名古屋市里親会こどもピース	名古屋市東区泉三丁目 26番5号ライオンズシ ティ泉 206	令和7年10月1日以後に個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課